

2020年度MS規格説明会（資料配布による。）FAQ

項目	資料 No.	ご 質 問 等	回 答
組織不祥 事対応プ ロセス	Ⅱ-1	速やかに臨時審査を行うのは、法令違反に係る不祥事の場合のみと考えて良いのか？	いいえ、認証要求事項に対し常態化した又は深刻な不適合がある場合には速やかに臨時審査を実施します。
QMS審査に おけるMD1 対応	Ⅱ-2	同一工業団地内の徒歩で移動できるような距離に、工場が分散されており、「運営や管理体制、更にマネジメントシステムプロセスがひとつの立地に存在しているのと同じであると判断できる場合」で、複数サイトが隣接していない場合は単一サイトとすることができないと理解して良いか？	本資料は、QMS(9001)に対する要求事項の説明です。ご質問が9001に関するものであれば、「いいえ」となります。9001の場合はサイトの隣接条件が緩和されましたので、複数サイトが隣接していなくとも、P6の例外措置の事例は単一サイトにできると考えます。
EMS審査に おけるMD1 対応	Ⅱ-3	複数のサイトが同一市町村内に存在し、管理責任者が同一であり各サイトは、同一のEMS管理体制の下にある場合で、複数サイトが隣接していない場合は単一サイトとすることができないと理解して良いか？	複数のサイトが同一市町村内に存在し（隣接に関わらず）、管理責任者が同一であり各サイトは、同一のEMS管理体制の下にある場合で、EMS管理面で問題が無ければ（環境側面に大きく差がある、特別な管理が必要ななど）単一サイトして扱うことができます。
COVID-19 の認証審 査への影 響と対応	Ⅱ-4	当社は今年度再認証審査の計画がございます。認証延長の無いAQMSが失効した場合、軽減処置で復帰もしくは復活に向けて活動する間、取消しの扱いがされないとの認識で合っていますか。	いいえ、認証の失効（期限切れ）による、取消しの扱いになります。なお、認証有効期限から認証の復帰もしくは復活までの期間は、OASIS上で認証は失効(Expired)となり、認証番号の末尾に「[IAF-ID3]」が追記され、認証失効がCOVID-19によるものであることが識別されます。猶予期間内に再認証審査又は初回審査（第1段階審査は省略可能）に基づいた認証の復帰もしくは復活が決定されれば、元の3年毎の認証サイクルは維持されます。

項目	資料 No.	ご 質 問 等	回 答
COVID-19 の認証審査への影 響と対応	II-4	AQMSの有効期限は「2021年6月5日」で、再認証審査を2021年3月で考えています。仮に2021年10月に再認証審査を実施した場合、次回サーベイランスは元のサイクルに戻って、その5か月後の3月に実施することになるのでしょうか？	COVID-19によりAQMSの有効期限までに再認証審査が開始できなければ認証は失効となります。この場合復帰はなくなり、復活のみです。認証を復活するために初回審査（第1段階審査は省略可能）が必要となります。2022年6月5日までにBSKの判定委員会で初回審査結果により認証が決定されれば認証は復活し、認証サイクルは元の認証サイクルに戻ります。 平常時の対応では、基準日(6月6日)の2か月前までに、上記初回認証審査後の最初のサーベイランス審査を実施する必要がありますが、今回の特殊な事情に鑑み、組織様のご希望により審査時期の延期等を個別に調整致します。（サーベイランス審査の終了は最大で22年12月5日までの延長が可能です。）
	II-4	遠隔審査についてどのように行われているのか知りたい。例えばサイト間をZOOM等でつなぎ、他サイト要員と話が出来ればよい程度のものであるのか等。	ご意見有難うございます。 現時点では弊協会より組織に伺い、組織様のTV会議システム等を利用してサイト間で音声および画像（文書化した情報や作業現場等）を繋いで頂ければリモート審査は可能です。 なお、弊協会のTV会議システムを利用し弊協会と組織様間でリモート審査を実施するのは、弊協会の情報セキュリティポリシー上の問題で実行しない方針となっています。 今後の方向についてはCOVID-19 感染流行長期化の動向を見極めて検討させていただきます。

項目	資料 No.	ご 質 問 等	回 答
COVID-19 の認証審 査への影 響と対応	II-4	当社においては、本社からのリモート審査を相談させて頂いています。その中で、いろいろ教えて頂いています。	ご意見有難うございます。 リモート審査に関しては、現時点では弊協会より組織に伺い、組織様のTV会議システム等を利用してサイト間で音声および画像（文書化した情報や作業現場等）を繋ぐ審査は可能です。 なお、弊協会のTV会議システムを利用し弊協会と組織様間でリモート審査を実施するのは、弊協会の情報セキュリティポリシー上の問題で実行しない方針となっています。 今後のリモート審査におけるICTの活用方法については、COVID-19 感染流行長期化の動向を見極めて検討させていただきます。
	II-4	「なお、AQMSの場合は、IAQGの通知等に基づき、認証の延長は認められませんが、認証の復活までの猶予期間として有効期限から12か月まで猶予することが可能です。完了できない場合、」となっており文章が途中で中断している印象を受けました。続きが気になります・・・	「完了できない場合、」は誤記ですので削除をお願いいたします。
	II-4	P2 下部「完了できない場合、」の続きがないです	「完了できない場合、」は誤記ですので削除をお願いいたします。
その他	—	コロナ禍で世界的に業界全体の需要が落ち込む中でも、今後も同様の期間と日程で、審査、サーベイランスを実施するのでしょうか？仮に受注量がゼロの場合は、それに対応した現地審査の日数の短縮や書類確認のみにするような軽減対策等をご検討いただくことは可能なのでしょうか。	審査の延期やリモート審査は可能ですが、審査工数は組織様の認証に関わる要員数で決まり、操業の状況とは直接関係ございません。現地審査の日数の短縮や書類確認のみにするような軽減対策等は現時点ではございません。

項目	資料 No.	ご 質 問 等	回 答
	—	<p>・ COVID-19 感染流行長期化によりリモート審査が出来るよう (ICT) に柔軟な体制構築とルール作りを希望する。</p> <p>・ 審査員および認証組織 (受審側) の IT スキルを向上させる説明会等を企画されると良いと思う。</p> <p>(遠隔審査手法やセキュリティ観点からの推奨ソフト、操作方法等を IT 専門家を招いて説明会、など)</p>	<p>ご意見有難うございます。</p> <p>現時点では弊協会より組織に伺い、組織様のTV会議システム等を利用してサイト間で音声および画像 (文書化した情報や作業現場等) を繋いで頂ければリモート審査は可能です。</p> <p>なお、弊協会のTV会議システムを利用し弊協会と組織様間でリモート審査を実施するのは、弊協会の情報セキュリティポリシー上の問題で実行しない方針となっています。</p> <p>今後の方向についてはCOVID-19 感染流行長期化の動向を見極めて検討させていただきます。</p>
その他	—	<p>動画配信なども検討されればと思いました。お客様の立場で物事を考えたらどうでしょうか。</p>	<p>動画配信に関しましては、ライブ配信、メディア配信等考えましたが、弊協会の情報セキュリティポリシー上の問題、ツールの問題、配信後の組織様の個人情報管理の増加等を考慮し、今回の資料配布といたしました。</p>
	—	<p>ICTの具体的な適用実例情報をご提供願います。</p>	<p>ご意見有難うございます。</p> <p>ICTの具体的な適用事例としましては、オープニングミーティング、クロージングミーティングでのTV会議システムの利用が一般的です。</p> <p>リモート審査に関しては、現時点では弊協会より組織に伺い、組織様のTV会議システム等を利用してサイト間で音声および画像 (文書化した情報や作業現場等) を繋ぐ審査は可能です。</p> <p>なお、弊協会のTV会議システムを利用し弊協会と組織様間でリモート審査を実施するのは、弊協会の情報セキュリティポリシー上の問題で実行しない方針となっています。</p> <p>今後のリモート審査におけるICTの活用方法については、COVID-19 感染流行長期化の動向を見極めて検討させていただきます。</p>

項目	資料 No.	ご 質 問 等	回 答
	—	<p>1. 継続して、説明会の都度、資料を配信いただきたい。</p> <p>2. 本アンケート回答において、有意義な質問が他社からあれば、回答含め共有いただきたい。</p>	<p>1. 継続して、説明会の都度、資料を配信いたします。</p> <p>2. 本アンケート回答において、共通する事項については今後もHPに掲載いたします。</p>
その他	—	<p>II-7 IAQG OPMT ICOP Resolution Log No.155 Oct, 14, 2019 に対する処置について(1/3) に関するご質問</p> <p>1. 概要では、JIS Q 9100及びJIS Q 9001の認証を取得している場合 → JIS Q 9100の認証書は「JIS Q 9100:2016」と記載。</p> <p>JIS Q 9100のみ認証を取得している場合 → 「JIS Q 9100:2016&amp;JIS Q 9001:2015(ISO 9001:2015)」と記載。とありますが、JIS Q 9100のみ認証を取得している場合、「JIS Q 9001」の要求事項も含まれているため認証書に記載していると解釈してもよろしいのでしょうか。</p> <p>その場合、認定シンボルマークも認証書に合わせ「JIS Q 9100:2016&amp;JIS Q 9001:2015(ISO 9001:2015)」と名刺に記載してもよろしいのでしょうか。</p>	<p>最初のご質問に関し 9100と9001は個別の仕組み、体系の規格ですが、9100は9001に航空宇宙防衛の要求事項を追加したものです。このため認証範囲が同じ場合には基本的事項にご質問の解釈となります。</p> <p>二つ目のご質問に関し その通りです。認証書に記載された表現となります。ご注意ください。ことは、名刺のみならず、Web, 看板等においても認証を表す、認定シンボルマーク等を利用する場合、組織様の事業活動全てが認証範囲であれば認証範囲の記載は不要ですが、そうでない場合は認証範囲の明記も必要となります。</p>